

## 総務大臣談話

平成24年2月29日

- 1 本日、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が議員立法によって成立しました。この法律は、昨年9月の人事院勧告に鑑み、国家公務員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与について臨時の特例措置を定めたものです。
- 2 政府としても、昨年6月、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案を提出したところではありますが、本日成立した法律は、給与の臨時特例措置について、政府案の考え方を踏襲していただいたものと承知しています。
- 3 国家公務員の諸君が震災からの復興を始めとした職務に日夜精励していることは高く評価しています。しかしながら、これまでも内閣総理大臣及び内閣官房長官の談話で述べられているように、今回の措置は、未曾有の国難に対処するためのやむを得ないものであります。国家公務員の諸君には、このような事情を理解いただき、日本を再生していくため、引き続き、専門家として持てる力を最大限に発揮し、職務に全力で取り組むことで、より一層国民の信頼を勝ち得るようお願いいたします。